

# Business News

第213号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、制度が拡充された「業務改善助成金」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

## 業務改善助成金の制度拡充後の概要

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた企業に対して、その費用の一部が助成されます。

本助成金は、平成28年度第二次補正予算等に基づき、制度の拡充が行われています。制度拡充後の概要をご説明します。

### 1. 支給対象者

全国47都道府県に事業場を設置し、事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

### 2. 主な支給要件

(1) 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6か月を経過)の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になること。

※賃金引上げを平成28年10月改定の地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、本助成金で定められた額以上の引上げを行うこと。

(2) 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。(例:POSシステムの導入、顧客・在庫・帳票管理システムの導入、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費など)

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となる。

### 3. 助成内容

助成対象事業場	賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額
事業場内最低賃金が750円未満	30円以上	7/10(30人以下の企業は3/4) ※生産性要件を満たした場合には3/4	50万円
事業場内最低賃金が800円未満	40円以上	(30人以下の企業は4/5)	70万円
事業場内最低賃金が1,000円未満	60円以上	1/2(30人以下の企業は3/4)	100万円
事業場内最低賃金が800円以上 1,000円未満	90円以上	7/10(30人以下の企業は3/4) ※生産性要件を満たした場合には3/4	150万円
	120円以上	(30人以下の企業は4/5)	200万円

※その他詳細については、厚生労働省HP「業務改善助成金」をご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

※上記の内容は平成28年10月31日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給には一定の要件があります。最新の内容や詳細については、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)